

平成 30 年 6 月 吉日

日専連カード包括加盟店 各位

株式会社 日専連ライフサービス

## 改正割賦販売法に伴う加盟店調査義務に関するご案内

拝啓 貴社におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度平成 30 年 6 月、改正割賦販売法が施行され、包括契約の加盟店様におかれましては以下の調査が所管の経済産業省より義務付けされました。

つきましては、別紙にて必要事項をご記入いただき期日厳守にてご返送くださいますようお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、お手数ですが、下記担当者までご連絡をいただきますようお願い致します。

敬具

### 記

- [改正概要]           ①クレジットカード番号等の適切な管理・クレジットカード番号等の不正な利用の防止【加盟店様の義務】  
                          ②加盟店管理の強化【カード会社の義務】上記①の実施状況調査

### [具体的対応]

- ①カード情報の漏えい対策  
・加盟店におけるカード情報の「非保持化」  
・カード情報を保持する事業者の P C I D S S 準拠  
②偽造カードによる不正使用対策  
・決済端末の「100% I C 対応」

### [情報提出について]    提出期限／平成 30 年 6 月 30 日（土）迄

- ◆郵送の場合：別紙の回答書にすべてご記入いただき同封の返信用封用にてご返送ください。  
◆メールの場合：  
日専連ホームページ『加盟店WEBサービス』よりお入りいただき用紙をダウンロードの上、下記アドレスまでお送りください。  
[nsrkameiten@nissenren-sendai.or.jp](mailto:nsrkameiten@nissenren-sendai.or.jp)

尚、平成 30 年 3 月 31 日現在の登録データを基に、包括契約加盟店様宛に本件をお送りいたしております。ご解約なされている場合、行き違い発送についてはご了承ください。

以上

### [本件に関するお問合せ先]

（株）日専連ライフサービス 担当 加盟店グループ

TEL:022-267-9211（平日 9:30～18:00）